

建設工事委託協定の締結について（藤枝市公共下水道根幹的施設の建設工事）

藤枝市公共下水道根幹的施設の建設工事について、次のとおり委託協定を締結するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

記

- |   |        |  |
|---|--------|--|
| 1 | 協定の目的  | 藤枝市公共下水道根幹的施設の建設工事                         |
| 2 | 契約の方法  | 随意契約                                       |
| 3 | 契約金額   | 340,300,000円                               |
| 4 | 契約の相手方 | 東京都文京区湯島二丁目31番27号<br>日本下水道事業団<br>理事長 辻原 俊博 |